

経 済 産 業 省

20231214貿局第1号
輸出注意事項2023第25号
経済産業省貿易経済協力局

令和5年12月20日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について」
の制定について

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について」を次のとおり制定し、令和5年12月27日から施行する。

ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について

輸出注意事項 2023 第 25 号 (R5.12.20)

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の 3 から第 1 号の 8 までに定める輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号。以下「運用通達」という。）によるほか、令和 5 年 12 月 27 日から下記により行います。

なお、「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」（令和 4 年 3 月 15 日付け輸出注意事項 2022 第 10 号）は、令和 5 年 12 月 26 日限り、廃止します。

記

1 適用品目等

- (1) 輸出令別表第 2 の 3 に掲げる貨物（同表第一号の二、第二号（32）から（85）まで、第二号の二及び第三号に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの
- (2) 輸出令別表第 2 の 3 に掲げる貨物（同表第三号に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とするもの
- (3) ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とするもの
- (4) ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和 5 年経済産業省告示第 162 号）との直接又は間接の取引によるもの
- (5) ロシアを仕向地とする貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和 5 年経済産業省告示第 162 号）との直接又は間接の取引によるもの
- (6) 輸出令別表第 2 の 4 に掲げる地域を仕向地とする輸出令別表第 2 の 3（同表第三号を除く）に掲げる貨物の輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和 5 年経済産業省告示第 162 号）との直接又は間接の取引によるもの
- (注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第 2 に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該貨物の承認基準のほか、本通達による承認基準も勘案の上で行う。

なお、上記（2）～（5）において、輸出令別表第 2 の 3 第一号から第二号の二までに該当する貨物のうち、第三号にも該当する貨物の輸出については承認を行わない。

2 輸出の申請

(1) 提出書類

- ① 輸出承認書又は輸出許可・承認申請書（注 1） 2 通
- ② 申請理由書（様式 1 又は様式 2） 1 通
- ③ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1 通
- ④ 誓約書（様式 3） 1 通
- ⑤ その他必要があると認められる書類（注 2）

（注 1）輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 3 から第 1 号の 7 までのいずれかに該当する場合は輸出貿易管理規則（昭和 24 年通商産業省令第 64 号）別表第 1 の 2 の 2 又は別表第 1 の 3 の 2、輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 8 に該当する場合は様式 4 の 1 又は様式 4 の 2

（注 2）輸出許可・承認申請書による申請を行う場合は運用通達に定める書類

(2) 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

3 輸出の承認

上記 1 に該当する輸出は、原則として承認しない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

- ① 食品・医薬品
- ② 人道支援の目的で輸出するもの
- ③ サイバーセキュリティの確保に関するもの
- ④ 海洋の安全に関するもの
- ⑤ 消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
- ⑥ 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
- ⑦ 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- ⑧ 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別表に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合併を含む。）向けの輸出
- ⑨ 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン1、サハリン2及びアークティックLNG2プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

なお、上記の承認は、次の輸出承認基準により行う。

- 1 貨物が実際に需要者に到達するのが確からしいか否か
- 2 申請内容にある需要者が貨物を使用するのが確からしいか否か
- 3 貨物が国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げるおそれがないことが確からしいか否か
- 4 貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしいか否か
- 5 申請内容が①～⑨の各号に該当すると判断するに足りるものであるか否か

4 承認の条件

承認に係る事項の確実な実施を図るため、納品または据付確認報告その他必要な条件を付すことがある。

（別表）

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

様式 1

ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認申請理由書

経済産業大臣 殿

申請年月日

住所：

氏名：

今般、申請する貨物の概要と仕向地は以下のとおりであり、輸出貿易管理令第 2 条第 1 項第一号の____に該当するので申請します。

1. 輸出貨物の概要

2. 輸出先

(1) 最終需要者名：_____

(2) 最終需要者の住所：_____

3. 申請の理由

様式 2

ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出許可・承認申請理由書

経済産業大臣 殿

申請年月日

住所：

氏名：

今般、申請する貨物の概要と仕向地は以下のとおりであり、輸出貿易管理令第 2 条第 1 項第一号の _____ に該当するので申請します。

1. 輸出貨物の概要

2. 輸出先

(1) 最終需要者名： _____

(2) 最終需要者の住所： _____

3. 申請の理由

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所：

氏名：

誓約書

今般申請する_____向け貨物の輸出に関して、提出した書類の内容は全て真正であり、下記の内容に相違ないことを誓約します。

記

1 輸出先

(1) 最終需要者名：_____

(2) 最終需要者の住所：_____

2 貨物の概要（下記 3 の誓約事項に該当する説明を含む。）

3 誓約事項（当てはまる□にチェック）

当該貨物は、輸出先において下記の用途に使用されます。

- ☐食品・医薬品
- ☐人道支援の目的で輸出するもの
- ☐サイバーセキュリティの確保に関するもの
- ☐海洋の安全に関するもの
- ☐消費者向けの通信機器（パーソナルコンピュータ、スマートフォン等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
- ☐民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
- ☐政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
- ☐最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は別紙に掲げる国・地域の法人が出資した法人（合弁を含む。）向けの輸出
- ☐我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの（ロシアの軍事侵略能力への直接的な貢献が認められない場合であって、サハリン 1、サハリン 2 及びアークティック LNG 2 プロジェクトの遂行上欠くことのできないものとして資源エネルギー庁が認めるものに限る。）

(別紙)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

根拠法規	輸出貿易管理規則第2条の2第1号
主務官庁	経 済 産 業 省

輸 出 承 認 申 請 書

経済産業大臣又は_____税関長殿

申 請 者

氏名又は名称及び代表者の氏名_____申請年月日_____

住 所_____電 話 番 号_____

※承認番号	
※有効期限	

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の8の規定により申請します。

取引の明細

- (1) 買主名_____住所_____
- (2) 荷受人_____住所_____
- (3) 需要者（貨物を費消し、又は加工する者）_____住所_____
- (4) 仕向地_____経由地_____
- (5) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令	単 位	数 量	価 額	
		貨物名称（別表第2の3の場合 場合は貨物番号）			単 価	総 額
				計		計

(ただし、数量及び総額が_____％増加することがある。)

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{外国為替及び外国貿易法第67条第1項} \\ \text{輸出貿易管理令第2条第1項第1号の} \\ \text{輸出貿易管理令第8条第2項} \end{array} \right\}$ の規定により

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付_____

資 格_____

記名押印_____

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 用紙の大きさは、A列4番とします。
- (4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

※許可・承認番号	
※有効期限	

電話 番 号

(5) 商品内容明細

商品名	型及び等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量	価 額	
		別表第 1 貨物番号	貨物名称（別表第 2 の 3 の場合は貨物番号）			単 価	総 額
					計		計

(ただし、数量及び総額が %増加することがある。)

外国為替及び外国貿易法第48条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
輸出貿易管理令第2条第1項第1号の
輸出貿易管理令第8条第2項

の規定により

許可・承認	する。
許可・承認	しない。
次の条件を付して	許可・承認する。

条件

記名押印

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
- (4) 用紙の大きさは、A列4番とします。
- (5) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。